

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|----------|----------|
| 鈴鹿市 | 椿地区 | 令和3年1月7日 | 令和3年1月7日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 428ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 241ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 114ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 84ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 66ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

中心経営体の高齢化が進み、後継者の確保も困難であることから、遊休農地の増加が懸念される。分散・錯綜した農地利用なので作業効率が悪い。狭窄している農道が多く、中には、通学路に面しているほ場があるなど、今後経営規模拡大に取り組もうとする生産者が大型機械の使用には適していない等、作業効率や安全面において農地をとりまく環境改善が必要。水路の維持管理の役割分担がうまくできていない。獣害被害の多発により、収穫量の減少や対策にかかる高額な経費等が負担となり、農業意欲の減退などから農業環境の悪化が危惧される。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

中心経営体と土地所有者とで話し合いを行い、小区画の農地を一つにまとめ、集積・集約化を進めることで、作業効率を上げ、引き受け可能な農地の面積を増やす。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向
貸付け等の意向が確認された農地は、524筆、49haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針
永年性作物を栽培する畑地では、集約化は困難であるが、経営規模を拡大する意向がある中心経営体には、農地中間管理機構の制度を活用し農地を集積し、遊休農地の発生を未然に防ぐよう努める。

認定農業者の後継者育成
椿地区では、認定農業者の高齢化による担い手不足が懸念されるので、新たな認定農業者の育成を推進していく。

基盤整備への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地権者合意のもと、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。また、農道の拡幅を行う。

地権者と借り手のマッチング
農業委員を通じて、地権者と耕作者のマッチングができるように、地域で情報を共有する。

地域の共同作業について
水路、農道の維持管理には人手が必要なため、地域全体で役割分担を行い、中心経営体の作業負担を軽減することで、経営規模の拡大を図る。

鳥獣被害防止対策の取組方針
イノシシ、ニホンジカを中心に鳥獣被害があることから、関係機関による対策協議会を設置し、集落ぐるみの計画的な捕獲・管理に取り組む。また、少子高齢化による集落機能の低下や狩猟者の高齢化による捕獲力の低下がみられるため、若手狩猟者の育成に取り組む。